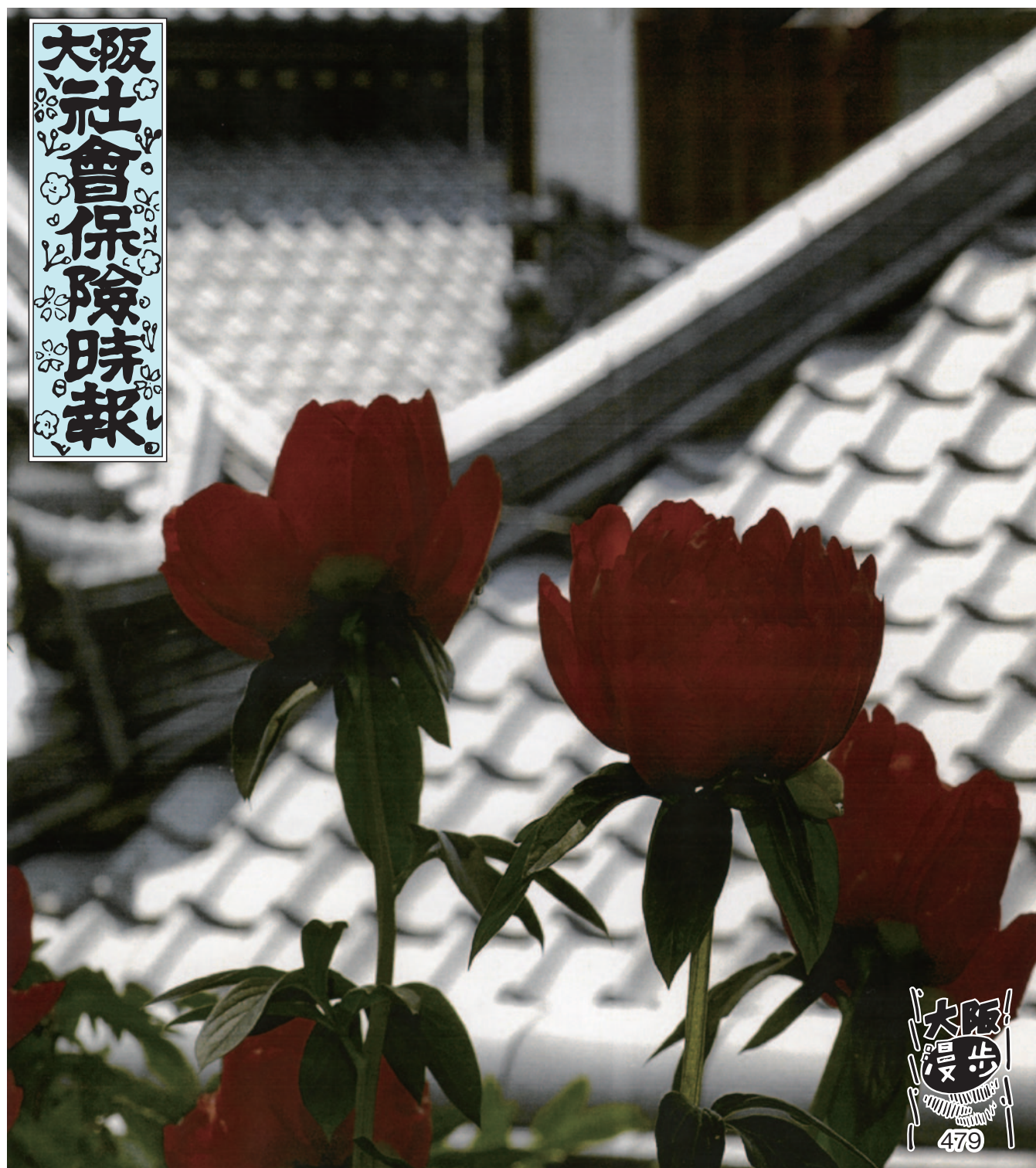




日本の美 やま里的、さりげない風景に目をこらせば、とてつもなく繊細な「美」に出会う。叡知で創りあげた暮らしの知恵は、時代、世代を生きた人たちの結晶である。季節の表情を醸し出す素晴らしい演出が、自然に溶け込み私たちを楽しませてくれる。リズムカルな瓦の曲線は、心地よき風の音を感じさせ、シルエットの花と相まって一幅の絵を覚える。自然と、先人の叡知、いまに生きる人の感性の三位一体で、素晴らしい芸術性を醸し出していることを「日本の誇り」にしたい。(当麻にて)

フォト エッセー 藤本 俊一 (APA.JPS)

- 老齢(退職)年金・障害年金受給者で加給年金額が加算されている方へ
- 源泉徴収票の交付
- 確認書類の添付にご協力ください
- 交通事故等における健康保険証のご利用にあたって

職場内で回覧しましょう

老齢(退職)年金・障害年金受給者で 加給年金額が加算されている方へ

加給年金額の対象となっている配偶者や子が対象者でなくなった場合、
加給年金額が加算されなくなります。

**届出を
忘れずに**



届出が不要の場合 (自動的に加算されなくなります)

- 配偶者が65歳に達したとき（大正15年4月1日以前生まれの配偶者を除く）
- 子について18歳到達年度の末日（3月31日）が終了したとき（1級または2級の障害の状態にあるときを除く）
- 1級または2級の障害の状態にある子が20歳に達したとき

「老齢・障害給付 加給年金額支給停止事由該当届」の提出が必要な場合

配偶者が公的年金制度等の老齢・退職・障害年金を受けられるようになったとき

「加算額・加給年金額 対象者不該当届」の提出が必要な場合

- 死亡したとき
- 受給権者による生計維持関係がなくなったとき
- 配偶者が離婚したとき
- 子が養子縁組によって受給権者の配偶者以外の人の養子となったとき
- 養子が離縁したとき
- 子が婚姻したとき
- 1級または2級の障害の状態にある子が、18歳到達年度の末日（3月31日）が終了した後、1級または2級の障害の状態に該当しなくなったとき

上記の届書をお近くの年金事務所に提出してください。

なお、届出が遅れますと、後日お返しいただくことになりますので、ご注意ください。

源泉徴収票の交付

老齢の年金を受けている方には、毎年1月下旬に、日本年金機構本部から前年分の「源泉徴収票」をお送りしています。年金の他に収入がある人などは、税務署に確定申告する必要があります。そのときには、この源泉徴収票が必要になります。

送付された源泉徴収票を紛失してしまったときや確定申告に使用したあとに所得証明のために必要になったときなどは、再交付できますので、お近くの年金事務所に年金証書（代理の場合は委任状と写真付の身分確認のできるもの、依頼者の認印が必要です）を持参のうえ、手続きをしてください。

※本人（配偶者）確認ができた場合は電話での再交付申し込みも受け付けています。

『ねんきんダイヤル』0570-05-1165をご利用ください。

なお、障害年金、遺族年金受給者については、課税の対象となっておりませんので、源泉徴収票の発行はしておりません。

平成22年分 公的年金等の源泉徴収票									
支払を受ける者	住所又は居所								
	氏名								
	生年月日								
区分	支払金額	源泉徴収税額							
法203条の3第1号適用分	円	円							
法203条の3第2号適用分	円	円							
法203条の3第3号適用分	円	円							
年金の種類	本人	配偶者	控除対象配偶者の有無等						
	特別障害者	その他障害者	有	無	老人控除対象配偶者の有無				
扶養親族の数	障害者の数	社会保険料の金額							
特定老人	その他	特別	その他						
人	人	人	人	円					
(摘要)									
支払者 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号 官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長									
									印

くわしくは、管轄の年金事務所へお問い合わせください

確認書類の添付にご協力ください

年金事務所では、厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の発生防止を徹底するため、次のような届出の場合には、確認書類の添付をお願いしております。

引き続き、事業主の皆様のご理解と、ご協力をお願いいたします。

被保険者資格喪失届

●「資格喪失年月日」から60日以上経過して提出する場合



被保険者の場合

退職の日の属する月の賃金台帳(写)および出勤簿(写)

被保険者が役員の場合

資格喪失の事実発生日がわかる取締役会議事録(写)
または役員変更登記の記載がある登記簿謄本(写)

被保険者報酬月額変更届

●「改定年月」の初日から60日以上経過して提出する場合

●標準報酬月額が5等級以上下がる届出の場合^(注)



被保険者の場合

固定的賃金の変動のあった月の前月から改定月の前月までの賃金台帳(写)
および固定的賃金の変動のあった月から改定月の前月までの出勤簿(写)

被保険者が役員の場合

次の(1)～(4)までの書類のうちいずれか1つの写しおよび固定的賃金の変動のあった月の前月から改定月の前月までの賃金台帳(写)、または所得税源泉徴収簿(写)

- (1)株主総会または取締役会の議事録
- (2)代表取締役等による報酬決定通知書
- (3)役員間の報酬協議書
- (4)債権放棄を証する種類

^(注)標準報酬月額が5等級以上下がる場合において、厚生年金保険の等級に変動がなく、健康保険の等級のみ5等級以上下がった場合でも、この取り扱いによる確認書類の添付が必要になります。

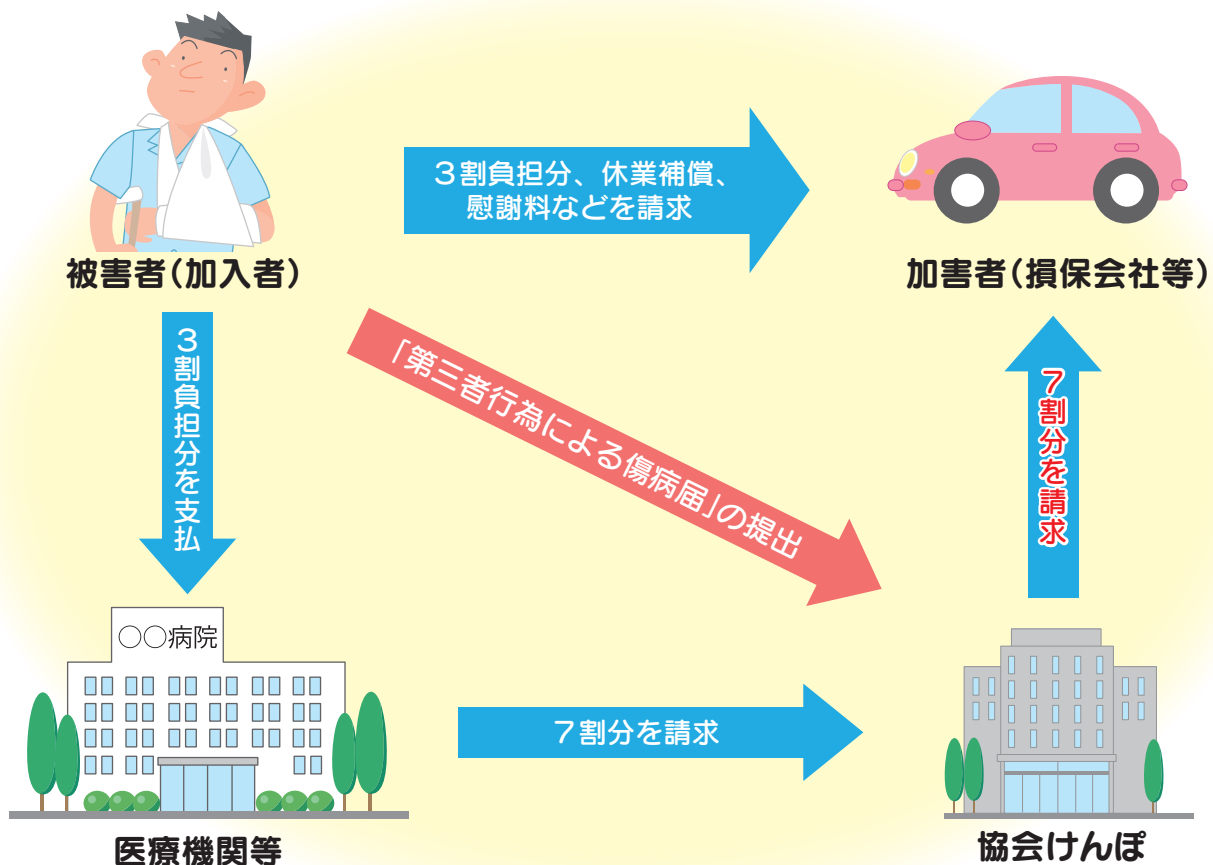
くわしくは、管轄の年金事務所へお問い合わせください

交通事故等における健康保険証のご利用にあたって

交通事故、暴力行為、他人の犬等に噛まれたときなど、第三者の行為によって起こったケガや病気でも、私用中に発生した場合は、健康保険を使って治療を受けられますが、その治療に必要な治療費は、本来加害者が負担すべき医療費です。

このため、協会けんぽは、被害者に代わって給付を行った範囲内で加害者に損害賠償請求を行います。この損害賠償請求に必要な書類が「第三者行為による傷病届」となります。

健康保険を使って治療を受ける場合の流れ



工作中、通勤途中のケガは、労働基準監督署にご相談ください

お問い合わせ

〒541-8549 大阪市中央区平野町2-3-7 アーバンエース北浜ビル
全国健康保険協会大阪支部 06-6201-7076(外傷点検チーム)